

さんきゅうだより

〒190-0021 東京都立川市羽衣町 3-14-13

TEL /FAX 042-512-7541

E-mail: sanqtachikawa@tbz.t-com.ne.jp

https://sanq-h.com/

特定非営利活動法人 さんきゅうハウス



2024年7月発行

9月末 現建物撤退、11月活動再開へ 吉田和雄（さんきゅうハウス副代表）

「さんきゅうハウスはこれからどうなるんですか」。さんきゅうハウスの利用者ら9名を含む48人が原告となり厚労省に生活保護費大幅減額取消を求めた裁判に勝利した6月13日、国会で開かれた報告集会の帰り際、宇都宮健児弁護団長から尋ねられました。

さんきゅうハウスの今後を心配する声が予想以上に多くの人たちから寄せられるなか、5月25日特定非営利活動法人さんきゅうハウスの総会をもち、今後の活動、事業見通しを話し合いました。

その結果、2012年から12年間続けてきた現建物での活動を2024年9月末で終了し撤退することを決めました。撤退する理由は理事、運営責任者の高齢化と収入減での資金不足による運営不安、建物の老朽化により安全、健全な居住が困難になってきたためです。

わたしたちの活動は①さんきゅうハウスで生活する5人の入居者生活の支援②週に2回のカフェ運営③週に1度の「炊き出し弁当」・食料配布、④生活困窮者の生活保護申請同行支援など居住、生活の相談、支援です。

現在入居者の居住先の確保に取り組んでいますが、アパートでの1人暮らしが可能な人もいますが生活支援が必要な人が何人もいて、本人のニーズに合わせて新たな居住先を見つけるのに四苦八苦しています。

さんきゅうカフェは生活困窮者の就労支援場所であり、カフェの利用者同士やスタッフとの貴重な交流の場であり居場所でした。総会では資金面での制約の下でのカフェ事業の継続を決めました。

多摩地域5ヶ所の生活困窮者支援グループやパルシステム生協と連携した「パルパン配達」や他の活動につ

いては拠点を失っても体力と資金力が続く限り他の場所でも継続してできるようにしたいものです。カフェ運営、炊き出し弁当配布の活動は11月から順次新たな場所で再開します。

さんきゅうハウスの活動は近くの矢川緑地でのヨガ体操教室、学習支援、道路清掃、バカ大、健康麻雀など多岐にわたりますが、できる限り続けていきます。

■ケアを中心にした社会へ

防衛予算が過去最大に膨張し大企業の賃上げが相次ぐ中での「人手不足」が指摘されていますが、不安定で低賃金の非正規労働者の割合は4割弱と全く変わっていません。生活困窮者は生活保護利用者がコロナ禍を経た今年になっても増え続けています。

2013年、故安倍首相の生活保護バッシングにより生活保護費を過去最大幅に引き下げた問題は、東京地裁でも3連勝し18勝14敗と司法の場では国の敗訴が相次いでおり、引き下げ違法の流れが定着しました。政府には控訴、上告を取り下げ、現在進行中の物価高に見合う生活保護費の引き上げを実施する責任があります。

小池都知事は東京都庁をプロジェクトマップで彩るのに2年で48億円の費用をかけながら、都庁前の公園でささやかな食料支援に並ぶ生活困窮者は800人とコロナ禍以降最多に。この国はおかしい。自己責任、自己防衛にがんじがらめの社会ではなく、だれもが先行きの不安なく、困った時はお互い助け合って暮らせるケアを中心にした社会と地域をつくりだせないものでしょうか。

これからも一層のご支援をお願いします。

新生存権裁判東京 6月13日

東京地裁勝訴判決



田所良平（弁護士）

全国で1000名以上の原告、300名以上の弁護士、数えきれない支援者とともに取り組んできた「いのちのとりで裁判全国アクション」。その一環として、さんきゅうハウスの仲間みなさんもおおぜい原告となり取り組んできた新生存権裁判東京では、6月13日、東京地裁（民事3部篠田賢治裁判長）にて、保護基準引き下げを違法と認めて減額処分の取り消しを認める判決を見事に勝ち取りました。

東京地裁で3連勝、全国で地裁レベル17件目、高裁も含めると18件目の勝訴判決です。

原告が裁判で求めていた内容は2点。①2013年から2015年まで3年間かけて安倍政権が強行した生活保護基準引下げによる保護費減額処分を取り消すこと、②減額によって生存権が侵害され、健康で文化的な最低限度の生活を送ることができなくなったことに対する慰謝料1万円の請求でした。

①については、当時の厚生労働大臣が裁量権を濫用したものとして処分取り消しが認められましたが、②慰謝料までは残念ながら認められませんでした。

今回の判決は、全国の裁判を後押しする独自の意義があります。敗訴判決が続いてきた国側は、全国のどの裁判でも、引下げ当時には全く主張していなかった言い訳を追加してきました。引き下げの最大の根拠となっていたデフレ調整について、4.78%のうち3.28%がテレビやパソコン等、生活保護世帯の消費構造から大きく乖離した品目の下落による点をごまかすために、国側は、デフレ調整は物価下落だけでなく、一般

国民全体の消費水準が下落したことも考慮して4.78%を引き下げたと主張しています。大阪高裁判決などの不当判決では、そうした国側の言い逃れを丸呑みして正面から認めてしまったのでした。

しかし今回の東京地裁判決は、「物価変動そのものとは異なる別個の論拠に基づき、そうした加味をすることについて十分な論証をする必要があるというべきである。」として、国の言い逃れを全く認めませんでした。

3次にわたる提訴で原告は最大57名になりましたが、他界された方など裁判の途中で原告数が少し減り、判決時は48名。このうち減額処分の取り消しを求めることができた方は、提訴前6ヶ月間のうちに審査請求、再審査請求等をしていた15名でした。

慰謝料請求が認められなかったため、原告も控訴し、被告国・自治体側も控訴しました。これから東京高裁でのたたかいははじまります。東京高裁ではこの裁判を含めて6件（東京はっさく、神奈川、埼玉、東京、新生存権）が係属していますが、いずれも地裁で勝訴しています。東京高裁でもしっかりと勝訴判決を勝ち取っていくこと、さらには慰謝料請求も認める判決を勝ち取ることがこれからの私たちのミッションです。

さらに、「いのちのとりで裁判全国アクション」は、現在、最高裁でのたたかいははじまっています。原告勝訴で勝ち上がった名古屋がある一方、原告敗訴の不当判決で3件（大阪、兵庫、秋田）が最高裁に係属しています。

最高裁で原告勝訴の判決を確定させるためにも、東京高裁でのたたかいを勝ち切りましょう。

引き続き、ご支援、ご協力をよろしくお願い致します。



新生存権裁判勝利報告集会で発言する

田所良平弁護士（6月13日衆議院第2議員会館）



いのちのとりで 新生存権裁判 勝訴 —原告から—

■生活保護費減額のつらさを訴えた

6月13日（木）生活保護受給減額処分の取り消しや損害賠償を求めた訴訟（新生存権裁判東京）の判決がありました。篠田裁判長は「国の判断には裁量権の逸脱、乱用がある」として処分を取り消しました。（賠償請求は棄却）判決後私は司法記者クラブでの記者会見に出席しました。記者からは、減額によってどういう影響が出たか問われました。私は食品を3分の1削ったり、集会へ参加する為の交通費が不足して困ったりしたと答えました。裁判の進行中に、さんきゅうハウスの原告仲間が何人か亡くなり辛い思いもしましたが、勝訴の報告ができ、ほっとしました。裁判では意見陳述や署名集め&提出、街頭宣伝など経験する事ができありがとうございました。

原告、被告共に上告し場所を東京高裁に移して裁判は続くと思われます。引き続きのご支援を宜しくお願い致します。

（神馬幸悦 原告団副団長）



■新生存権訴訟、勝ちました！

脳性麻痺者で、大田区内で自立生活を送っています。

6月13日、東京地裁で新生存権訴訟の判決があり、勝訴しました。この訴訟は、国が2013から2015年にかけて段階的に生活保護費を引き下げたことに対するものです。原告は、東京都内の生活保護受給者48人で、僕も名を連らねています。なかなか個人的に忙しくて、中心的に活動できていたわけではないのですが、陳述書は出しました。生活保護受給者としての自分の状況を述べ、いかにこの引き下げがひどいものなのかを説明しました。かなり長期間にわたる訴訟でしたが、やっとひとまずの区切りがつかしました。

多くみなさんのご支援をいただきました。どうもありがとうございます。判決それ自体は専門用語がかなり使われており、報告しづらいです。まとまった新聞記事を探していたら、2024年6月14日付け『赤旗』（電子版）にわかりやすく載っていたので、お時間のある方はこちらをお読みください。この裁判はなかなか良かったと思います。予想通り控訴されちゃったけど、控訴審もがんばろう！（鈴木敬治）



いのちのとりで・新生存権裁判勝利に向けての立川駅前での署名、ティッシュ、チラシ配布街宣。法政大学の学生、先生も飛び入り参加で盛り上がりました。

（6月6日立川駅前）

生活保護別冊問答集の改訂を活用して、

貧困ビジネスに打ち勝とう！

片山かおる（小金井市議）

小金井市では以前より、貧困ビジネスのゲストハウスの問題に悩まされてきました。

昨年、郊外のアパートを生活保護利用者の入居でいっぱいにして不動産転売する、という貧困ビジネスの問題について、反貧困ネットワークの瀬戸大作さんたちがメディアに告発し、国や都に訴え、12月に厚労省や東京都と交渉しました。その際に、小金井や都内にある同系列のゲストハウスの問題も取り上げました。

その結果、厚労省は、2024年4月に生活保護別冊問答集を改訂しました。

この改訂をもとに、小金井市はゲストハウスからの転宅希望によりやく対応できるようになったのです。

小金井のゲストハウス問題 上野公園などでホームレスに声をかけ、契約書を結んで一旦入居させた後、市に生活保護を申請。小金井市には現在6棟、新設の可能性もあり。200人強が居住。アパート扱いのため、生活保護費での転宅が不可とされ、トラブルがあってもなかなか抜けられないでいた。数年前に脱税問題で大きく報道され、運営主体を名称変更。その後、何度も名前を変えている。元はバックパッカーが泊まり外国人と交流できるといったことが売りだったが、いつからか生活保護利用者のみ居住するようになった。かつて母子心中などが起こったこともある。

これまで何度も議会質問で取り上げてきましたが、アパート扱いということで転宅が認められず、何も対応できないでいました。近年、失踪が相次ぎ居住者から地域福祉課への直接の相談が増えてきたことから、市としても施設の担当ケースワーカーを増員し、対応を検討していました。

厚労省との交渉後、居住者から他会派の議員に相談があり、転宅相談しようと契約書のコピーまでもらっていたのに失踪してしまいました。その後、別の居住者から他会派の議員に相談があり、その議員から一緒

に対応してほしいと言われ市との交渉を続けてきました。昨年12月議会の一般質問での詳細な質疑では、これまでの数年間の答弁とは少し変わり、国の指示が必要、という答弁が加えられていました。つまり、なんらかの後押しがあれば転宅費用を出すということです。

4月に行われた別冊問答集のP111、112の改訂が非常に効果的で、これを根拠に転宅はスムーズに決まりました。通帳、マイナンバーカード、印鑑をとりあげられ、1週間に一度、乾麺や数千円、タバコが支給されます。入居時に10万円ほど借金としてつけられ、毎月の保護費から返金させられます。乾麺等の支給も借金としてつけられます。契約書には解約をする場合は60日前に申し出ること、とあり、解約申し出の次の月の賃料、共益費、原状回復費などを支払えば、解約できることになっています。ただ口頭で解約を申し出ても市内に6棟ある別の棟へ引っ越しすることで丸め込まれ、さらに引越し費用を借金させられている状態です。弁護士と相談し、内容証明で解約申し出を送りました。

また、通帳が取り上げられたままなので6月分の生活扶助費からは本人に現金支給するよう市と交渉しました。60日前の解約申し出は5月30日ごろに届くように送り、5月31日には施設を出て一時的に無料低額宿泊所に移ることにしました。アパートが見つかり次第退所予定です。

前日に届いた内容証明を見た施設スタッフは契約不履行なので解約はできない、借金の返済に充てるため生活保護費は全部もらおうと相談者を責め立てたそうです。なんとかこの転宅を成功させ、市にも今後のゲストハウスに入居した人からの生保申請についてストップして一旦無低などに逃してからアパート転宅を進めるなど、これ以上貧困ビジネスに市が加担しないようにさせたいと考えています。

長年、貧困ビジネスを許してきた市の責任は大きいと6月議会の一般質問で指摘し、貧困ビジネスを許さない、市民の人権を守るという市長の意思表明を求めましたが、市長は市は許してきたわけではないと市の責任を認めません。

しかし市が見逃してきたことでここまで被害が広がって何人もの人生を狂わせていることに対し、しっかりと反省した上での行政運営すべきと考えます。

困難な人に立ちはだかる支援の壁

前川浩子（府中市議）

2020年1月よりコロナが蔓延し、病だけではなく社会全体が闇に覆われた日々。今はコロナが第5類となり、社会や日々の暮らしはコロナ前に戻りつつあるように見える。が、現実は大大きく違うという実感、体感がある。

コロナ禍の中、仕事を失い、生活困窮に陥る人は多かった。大きな渦に巻き込まれて行くようであった。息つく暇がなく、相談がひっきりなしにきた。様々な制度を駆使し、仲間と協働しながら乗り越えていく日々が続いていた。

コロナ対策の為、使える制度等もそれなりにあった。コロナ収束とされた今、国、東京都の支援も減った。

パンデミックが終結したかに見える現在だが、相談は止まない。経済的な理由であるかのように見える離婚、見えざるDVの相談が相次ぐ。

また、民法改正により共同親権の選択が可能となったことを理由に、父親が養育費の支払いをしなくとも良いものと主張するケースが続いている。父親が、突然家を出ていき、生活費は入れず、母子が困窮しても知らぬ顔をした挙句に、「共同親権になれば、養育費を払わなくとも良いんだ」と言い張る。養育費は、今までも2割ほどしか支払われていなかったが、今ではSNS上に間違った情報が流布され、それを根拠として責任放棄しようとする輩が出て来ている。

「金が無いなら、生活保護を受ければ良いだろう」と言い放って、幼い子どもと妻から離れていった輩が居る。共同親権を主張しつつ、養育費の支払いは拒否している。妻は幼い子どもを抱え、生活保護の制度、手続きも分からない、どこに何を聞けば良いかも分からない。暮らしを破壊させた責任は負わず、「共同親権」に逃げ込んでいるとしか思えない。

親権を得て、監護者として子どもの養育をしているのは、多くの場合、母親である。シングルマザーの収入は低い場合が多い。民法の改正により、法定養育費ができては支払いの保証はな

く、困窮からの救済にはならない。

共同親権の選択については、多くの反対があった。DV等の被害者が離婚、単独親権によって加害者との関係を切る事ができない。支配の構造が永遠に続いていってしまう恐れがあるからだ。生きづらさに拍車がかかってしまう。この民法改正で透けて見えるのは、家父長制ではないのか。離婚しても、子どもや別れた家族への支配を続けたい人間がいるのではないかと救いの無い状況が待ち受けているとしか考えられない。

府中市には刑務所があるためか、出所した人からの相談も多い。課題を抱えたまま出所し、支援に辿り着かず、また刑務所へ逆戻りしていく人達がいる。刑務所にいるうちに、出所後の計画をたてるものらしいが、その計画の無いまま出所してくる人達もいる。メンタルの課題がある、反社会的組織に籍がある等になると、支援にも壁が立ちばかり手も足も出ない。最も困難な課題を抱える人達の支援をする施設や行政と連携を図りながら、支援の方策を探っていく。これがダメなら、次はこうだ…が続く。この人達の安定、安心はどこにあるのだろうか。

苦しみの余りの喘ぎ声が多く聞こえるような現状、国、東京都は何をするのか。現場に近い地方自治体とともに支援の強化を図りたいが壁が厚い。

社会経済状況はコロナ前には戻らない。そして、物価高騰により更なる困窮がある。コロナ禍の中、多くあった寄付等も減って来た。

困窮との闘いは、これからが正念場なのかもしれない。



生活保護費減額取り消し訴訟 署名街宣活動
(2023年11月 日野市高幡不動駅前)



さんきゅうハウスの活動



炊き出し弁当を受けとりにくる人たち。
最近では提供する食料が減り食料確保が困難です。
(4月25日さんきゅうハウス前)



カフェの移転先探し。
低予算で使い勝手のいい場所は、
なかなか見つかりません。
(4月5日さんきゅうハウスリビング)



★さんきゅうカフェでの沖縄浦添西海岸の写真展。
那覇の軍港の返還に伴い、日米合同委員会で那覇の北
にある浦添西海岸を軍港にすることが決められました。
浦添西海岸は美しい海岸ですが、埋め立てられよう
としていて、地元で反対運動が行われています。
写真は「沖縄に繋がる東京たまほく会」さんからお
借りしています。
(7月中さんきゅうカフェにて展示中)



さんきゅうハウスでは様々な活動を
担っているスタッフ、利用者、理事
らが運営会議を行っています。
(5月4日さんきゅうハウス)



生活保護費減額取り消し訴訟の原告団
(6月13日東京地裁前)



3年間の学習支援に感謝



(M.Fさん)

バカ大 最終講義



吉村一正 (いっせー)

さんきゅうハウスで 14 年の活動報告をさせていただきました。要は、さんきゅうハウスで感じてきたことを「さんきゅうハウス活動で嬉しかった、悲しかった、楽しかった、頭にきたことなど」を伝えたいのです。

あと、国分寺に引っ越してからの地域活動について仏教でいう十悪に対して、いっせーの十楽というかたちで、音楽・トレーニング・家族・4暮らし経済・楽農・ご近所アクション(社会革命)・コンサル相談事・お祝い事・広報・政治革命・旅について語りました。フードバンク山梨に研修旅行したことなども報告しました。



さんきゅうハウスの星さんと初めてお会いしたのは息子が進路について悩んでいた中学校 3 年生の頃でした。

当時は夫婦仲が悪く日々離婚について話がでるような状況でした。そんな家庭環境の影響もあったのかもしれませんが、息子が家で集中して勉強することはありませんでした。

その事に悩んでいた時、さんきゅうハウスの田中さんと出会い相談したところ、Y 市議を紹介していただきました。Y 市議を紹介していただいた頃、部活の加点による私立高校への推薦の話があり、作文の提出について息子と取り組んでおりました。

誰かに相談したいと思っていたところ快く Y 市議がお手伝いくださり、無事高校へ進学することが出来ました。

その後、田中さんから継続した学習支援についてお話をいただき、ぜひお願いしたいという事で、さんきゅうハウスの星さんを紹介していただきました。

星さんには毎週金曜日の夕方から 1 時間学習支援として息子を指導していただく事になりました。

最初の頃は勉強に対して抵抗のある息子でしたので嫌々通っているような様子もありました。時間が経つにつれ徐々に自分から進んで通えるようになっていきました。

長期的な目線で温かく見守っていただき、ありがとうございます。

星さんには継続して 3 年あまりの時間、息子とお付き合いいただきました。3 年という期間の間には離婚や引っ越しによる環境変化が原因のストレスにより家で荒れてしまったり、高校卒業後の進路について悩んだりと様々な事がありましたが、その都度相談にのっていただき、本当に感謝しております。

いま息子は自動車整備士を目指して進学し、自身の目標にむかって日々学んでおります。

ここまで家族として進んでこられたのは支えてくださった皆様一人一人のお力添えがあったからだと深く感じております。支えてくださった皆様本当にありがとうございます。

心より感謝申し上げます。



カンパをお寄せ下さった方々からのメッセージをご紹介します

☆吉田さん、みなさんのがんばりに敬意を表します。(武蔵野市 N さん)

★スタッフの皆様ご苦労様です。気持ちばかり送らせていただきます。早く平和な世の中が来ることを祈りつつ…(横浜市 H さん)

☆皆様のご健康と世界平和を祈って。(北海道江別市 K さん)

★世情が刻々と変わり、スタッフの皆様のご苦労がしのばれます。こちら年明けから病中にあり、何もできないままの日々です。どうぞガンバってください。(横浜市 M さん)

☆2月号のたよりを拝見しました。貧困ビジネスが法律家にまで及んでいる状況に驚きました。(板橋区 S さん)

★忙しさにまぎれて今頃2月号を読みました。(ごめんなさい)「市役所に行ったらさんきゅうハウスに行ってくださいと言われた」という話はブラックジョークにすらなりません。いつも本当にありがとうございます。(藤沢市 Y さん)

☆山本議員応援しています。(羽村市 H さん)

★皆さまの活動に敬意を払います。(国分寺市 K さん)

☆4月に母が亡くなりました。母は満92歳でした。札幌に住んでましたが、一昨年から2人の息子の近くの東大和の老人ホームに入所していました。いつからか分かりませんが、さんきゅうハウスに年間3千円ほど送っていたようです。また5-6年前にこちらで年越しをしたときは、正月の炊き出しを見に行ったりもしていました。東大和に移住後も、私との会話にさんきゅうハウスの話題が何度も出ていたので、母の気持ちを尊重し、残っていたお金の中から寄付させていただきました。(立川市 G さん)

カンパのお願い

みなさまのいつも心温まるご支援に感謝します。

食料など生活に欠かせないものが値上がりしてギリギリの生活を余儀なくされている人が、さんきゅうハウスの炊き出し弁当と食料を求めてやってきますが、最近は提供するものが少なくなり申しわけなく思っています。心身の課題を抱えた人が派遣切りにあい寮を追われた、友人宅にもいれなくなったと、ホームレス状態になって支援を求める人も後をたちません。さんきゅうハウスの入居者の新居確保も困難ですが継続中です。新たな事業を再開するためにもお金が必要です。

どうかこれまで以上のみなさまのご支援をよろしくお願い申し上げます。

【カンパ振込先】

☆郵便振替

口座番号：00100-4-487905

口座名：さんきゅうハウス

【11月からのさんきゅうハウス連絡先は以下まで】

〒190-0011 立川市高松町2-19-1

NP0 法人さんきゅうハウス

E-mail: sanqtachikawa@tbz.t-com.ne.jp

●物品提供について、
今回、物品は保管場所がありませんので、
募集いたしません。ご了承下さい。